

生駒市条例第9号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第21条第2項において準用する同法」を加え、「平成13年5月15日生駒市告示第92号」を「平成24年12月6日生駒市告示第187号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市翠光台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された平成24年12月6日生駒市告示第188号に定める大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

<p>生駒市翠光台地区整備計画区域</p>	<p>低層住宅専用地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物  1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。）  2 別表第3（あ）項に掲げる住宅  3 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）  4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物  5 集会所  6 前各項の建築物に附属するもの（別表第3（え）項に掲げるものを除く。）</p>	<p>165平方メートル</p>	<p>道路に面する側にあつては、1.5メートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの  2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			
	<p>沿道利用地区</p>	<p>次に掲げる建築物  1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）  2 1階以下の部分を居住の用に供する共同住宅  3 寄宿舍又は下宿  4 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。）  5 ホテル又は旅館  6 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下の</p>	<p>1,000平方メートル</p>	<p>低層住宅専用地区に面する側にあつては3メートル以上、道路に面する側にあつては1.5メートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの  2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			<p>12メートル</p>

		もの並びに動物病院及びペットシ ョップの用途に供するものを除 く。)						
--	--	------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。